

京都府がん総合相談支援センター運営事業業務委託に係る企画提案公募実施要領

1 要旨

京都府がん総合相談支援センター運営事業の業務委託に係る企画提案公募を実施するために必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

京都府がん総合相談支援センター運営事業業務

(2) 業務の内容

がん患者・家族に対する寄り添い型支援窓口を設置し、医療・福祉相談への対応の他、医療機関に相談しにくい問題や不安などの心の問題、経済的問題、生活問題など、患者・家族を巡る様々な問題に関する相談を受け付け、必要に応じて関係機関の紹介その他必要な情報の提供及び助言並びにがん対策に係る情報提供を行う。

詳細については、別紙1「企画提案公募に係る業務内容仕様書」のとおり。(企画提案に当たっては、独自の項目等を追加することも可能。)

(3) 委託業務期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日

(4) 委託予定額の上限額等

24,540,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

※上記金額は、平成27年2月議会において、平成27年度当初予算が成立することを前提としたものです。

※上限額を超える提案があった場合は失格とします。

3 担当部課等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町(京都府庁2号館3階)

京都府健康福祉部健康対策課 がん対策担当

電話番号(075)414-4739 FAX番号(075)431-3970

E-mail kentai@pref.kyoto.lg.jp(件名は「プロポーザルに係る問合せ」としてください。)

4 参加資格要件等

(1) 参加資格要件

企画提案を提出する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、京都府から入札参加資格を取り消されていないこと。
- ② 京都府から指名留保又は指名停止措置を受けていないこと。

- ③ 京都府税、法人税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等による手続きを行っている団体でないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 条）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑥ 過去 5 年間に、国、都道府県又は市町村において、本事業と同等規模の相談窓口業務の受託実績を有すること。
- ⑦ 京都府内に本店、支店、営業所等を有し、迅速かつ具体的な連絡・調整が可能な者であること。

(2) 共同提案

複数の事業者がグループを構成して応募する場合は、当該グループの代表となる事業者等が上記（1）の①から⑦の要件を満たすこと。

なお、グループの全ての構成員は、上記（1）の①から⑤の要件を満たすこと。

※ 応募後の代表事業者及び構成員の変更は、原則として認めません。

5 応募手続等

(1) 事前説明会の日時及び場所

日 時 平成 27 年 2 月 23 日（月） 10 時 30 分から 11 時 30 分まで
場 所 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁旧本館 2-I 会議室

(2) 企画提案書作成に関する質疑応答

質問期限 平成 27 年 2 月 26 日（木） 正午まで
質問方法 任意様式により、持参、ファクシミリで提出すること。
回答日時 平成 27 年 3 月 2 日（月） 17 時

(3) 企画提案書の提出期限、提出場所等

提出期限 平成 27 年 3 月 4 日（水）正午まで（必着）
※土曜・日曜を除く平日の 9 時から 17 時まで
提出場所 上記 3 に同じ
提出方法 持参に限る。※事前に提出時間について電話連絡等の上、持参して提案内容を説明すること。
提出部数 別紙 1 「企画提案公募に係る業務内容仕様書」に基づき業務内容を企画し、以下に掲げる書類を提出すること。
なお、企画提案書には、住所（所在地）、氏名（社名）、代表者の氏名、社印、代表者印を記入・捺印すること。

提出書類名		部数	内容・記載を要する事項等	備考
1	企画提案書	正本1 写し9	別紙2「企画提案公募に係る企画提案書作成要領」に基づき作成すること。	様式任意 A4判
2	見積書	正本1 写し9	積算内訳(必要となる経費の内訳と積算を記載)	別紙様式1
3	納税証明書	1	府税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納のない証明書	別紙様式2 (府税の場合)
4	営業経歴書	1	企画提案書提出者、直接取引を希望する支店等、営業種目、営業年数、その他	別紙様式3
5	宣誓書	1	参加資格要件に関する宣誓	別紙様式4
6	会社概要	1	既製のもので可。	様式任意
7	グループ 構成員表	1	共同提案を行う場合のみ。	別紙様式5

留意事項：共同提案の場合は、構成員ごとの上記3～6の書類を提出すること。

(4) プレゼンテーション、ヒアリング

必要に応じてプレゼンテーション又はヒアリングを実施することがある。実施する場合は、対象者にその日時、場所を別途連絡する。 ※3月6日(金)を予定

6 業務契約相手方の決定等

(1) 決定方法

企画提案書の内容(必要に応じてプレゼンテーション又はヒアリング)をもとに、以下の評価項目に従い、京都府設置の意見聴取会議の意見を踏まえ、本業務委託契約の相手方を決定する。

- ① 経費見積額
- ② 業務の実施体制、スケジュール等
- ③ 業務の内容
 - ・がん総合相談の実施
 - ・がん対策に係る情報提供
- ④ その他提案等

(2) 企画提案の無効

企画提案が次に掲げる場合に該当するときは、無効とする。

- ア 4に掲げる資格のない者が企画提案書を提出した場合
- イ 資格確認資料又は企画提案書に虚偽の内容が記載されていた場合
- ウ 上記5に示した企画提案に関する応募手続に適合しない場合

エ 予算の規模を超える見積書が提出された場合

(3) 決定結果の通知

企画提案を提出した者に対しては、決定、非決定の旨を、書面により通知する。

7 契約保証金

契約者は、契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付すること。

ただし、銀行その他契約担当者が确实と認める金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、京都府会計規則第159条第2項に該当する場合は契約保証金を免除する。

8 その他

- (1) 本事業に係る平成27年度予算が京都府議会において議決されない場合は、本件企画提案の募集は無効とする。
- (2) 本事業は、府の委託事業であるので、事業の成果等は府に属する。
- (3) 委託契約の締結にあたっては、地方自治法や京都府会計規則をはじめとする諸規定が適用される。
- (4) 企画提案書等の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。なお、提出のあった企画提案書等は返却しない。
- (5) 企画提案書は、提案者の無断で使用することはない。ただし、提案のあった内容については、今後の企画の参考にすることがある。
- (6) 企画提案書は特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (7) 書類等の作成・契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。